

## 行政委員に係る月額報酬制度の見直しについて

### **1 背景**

#### **① 「大阪高裁」での司法判断**

4月27日に大阪高裁において判決が出され、1ヶ月当たりの実勤務日数が5日程度と比較的多い選挙管理委員会委員長を除き、「月額報酬は裁量の範囲を逸脱して違法である」との判断が示された。

※なお、同日、神戸地裁で出された判決及び7月15日に名古屋地裁で出された判決では、「月額報酬は適法である」との判断が示されている。

#### **② 他県等における見直しの動き**

昨年度に10道県が月額報酬制の見直しを行った他、7月15日の全国知事会で「日額支給を原則とする地方自治法の趣旨を踏まえ、各団体の実情に合わせ、自主的に見直しを進めていく」との方向性が決定された。さらに、現時点では、6団体が今年度、27団体が今後において見直しを予定又は検討している状況である。

#### **③ 社会経済情勢の変化**

現行の月額報酬制度となった昭和34年以降、約半世紀以上が経過し、現在の国及び県を取り巻く厳しい社会経済情勢に見合ったものかどうか、再点検を行う必要がある。

### **2 見直しにおける論点**

#### **① 司法判断の内容**

- ・大阪高裁判決では、1ヶ月当たりの実勤務日数が5日程度に満たない場合は違法と判断。

#### **② 行政委員の職責**

- ・各行政委員会は、知事から独立した「執行機関」として、法令上広範かつ重要な職務権限を行使している。また、各行政委員は、その事務を適切に執行する重大な責任があり、国の審議会委員とは大きく役割が異なる。

#### **③ 行政委員の勤務実態**

- ・行政委員は、県庁における会議への出席以外にも、所管事項に関する調査、情報収集、意見交換など日常的に活動。
- ・行政委員の勤務日数は、委員会ごと又は委員長、委員ごとにバラつきが大きく、各行政委員会の委員一人当たり月平均実勤務日数（平成19～21年度実績）は、0.52日～7.00日。

#### **④ 他県の状況**

- ・委員会により日額支給（月額併給を含む）としている団体数が異なる（公安委員会：3～内水面漁場管理委員会：20）が、現時点で、全ての委員会について月額報酬制を残しているのは、25府県である。
- ・昨年度、見直しを実施した10道県の状況は、次のとおり。

#### **【他県における見直しパターン】**

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| ・全ての委員会の報酬を「日額化」         | 1 団体(群馬県)                     |
| ・一部例外を除き、全ての委員会の報酬を「日額化」 | 1 団体(神奈川県) *例外：議見監査委員、公安委員    |
| ・全ての委員会の報酬を「基礎報酬+日額化」    | 2 団体(青森県、熊本県)                 |
| ・一部の委員会の報酬を「日額化」         | 6 団体(北海道、茨城県、群馬県、新潟県、鳥取県、大分県) |

### **3 考えられる見直し案**

他県における見直し状況等を踏まえると、大きくは3つのパターンによる見直し案が考えられる。(具体的な見直し案については、別紙のとおり。)

**パターン1** : 全委員会を日額化

**パターン2** : 全委員会を「月額+日額」化

**パターン3** : 一部の委員会を日額化

## ○大阪高裁 〈行政委員月額報酬違法確認訴訟 平成22年4月27日判決〉

### 原告主張

- 条例で特別の定めをすることができるは、「特別の事情がある場合」に限られる。
- 非常勤職員の報酬には「生活給」の性格を有さず、月額制とする実質的根拠はない。
- 地方自治体側に広範な裁量権を有すると解釈したのでは、自治法で日額制の原則を定めた意味を持たなくなる。
- 昭和31年改正時の国会審議の経過を見ても、地方自治体に無限定に特別の定めをする権限を与えたものではない。

### 被告（滋賀県）主張

- どのような場合に条例で特別の定めを行うかは、地方議会の自立的判断に委ねられる。
- 条例で特別の定めを置くことができるが、勤務実態がほとんど常勤の職員と異なる場合に限られるとする根拠は存しない。
- 各委員会は執行機関としての重大な職責を負うとともに、「潜在的待機状態」というべき制限があり、これらの職責、制限は勤務日数の多寡によって評価すべきではない。

### 大阪高裁判断・判決

- 条例で特別の定めをするかどうかは、議会の裁量にゆだねられていると解するのが相当である。
- しかし、すべての非常勤職員について何の制約もなく条例で月額報酬制をとることができると解することも相当ではない。
- 非常勤の委員等には勤務日数に応じた報酬を支給するという原則と矛盾抵触しない解釈や運用がされるべき。
- 月額制とするには、職務内容や勤務態様等を考慮して、特別な事情があるかどうかを判断することになる。
- 職責が重大であるから直ちに勤務日数にかかわりなく月額報酬をとることを法が許容しているとは解されない。
- 月額制を採用してきたことにはそれなりの経緯と理由があったと考えられるが、当時から半世紀以上を経た今日では、多くの地方公共団体が財政的困難に直面し、給与カットをするなど、社会情勢の大きな変化があった。
- 勤務実日数を前提にすると日額報酬制の原則に矛盾抵触して著しく妥当性を欠く状態になっており、既に是正のために必要な相当期間が経過していることから、裁量の範囲を逸脱して違法・無効である。

### 【参考】

地方自治法（抜粋）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。  
ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

各行政委員会の月当たり平均勤務日数の状況 (H19~H21)

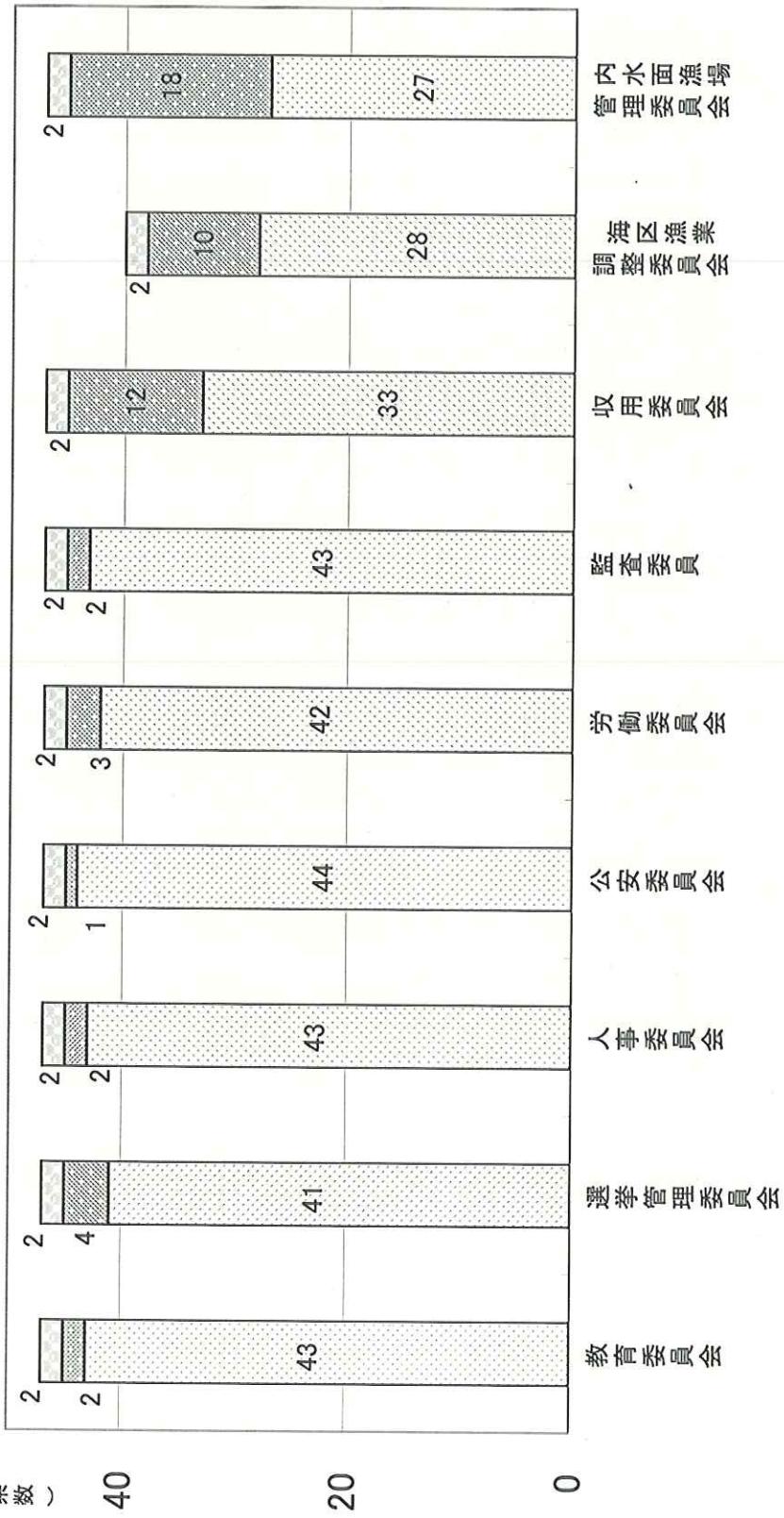
区 分	人数	3 年平均			H21 平均日数			H20 平均日数			H19 平均日数		
		H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19	H21	H20	H19
教育委員会	委員長	1	7.00	6.67	7.92	7.77	6.42						
	委員	4 5	2.61	3.49	3.17	2.73	1.94						2.83
選挙管理委員会	委員長	1	2.47	2.75	1.92	1.92	2.75						
	委員	3 4	1.44	1.70	1.39	1.73	1.31	1.46	1.46	1.64	1.92		
人事委員会	委員長	1	4.56	4.67	4.67	4.17	4.83						
	委員	2 3	2.53	3.20	3.00	3.56	2.25	2.89	2.89	2.33	3.17		
公安委員会	委員長	1	6.78	7.00	7.00	6.92	6.42						
	委員	2 3	3.38	4.51	3.29	4.53	3.46	4.61	4.61	3.38	4.39		
労働委員会	会長	1	4.14	4.17	4.17	3.67	4.58						
	公益委員	4	3.33	3.71	3.71	3.33	2.94						
監査委員会	労使委員	10 15	2.85	3.06	3.23	3.43	2.63	2.88	2.88	2.68	2.88		
	議見	1	4.17	4.00	3.92	3.92	4.58						
収用委員会	議員	2 3	3.83	3.95	3.67	3.78	4.04	4.00	4.00	3.79	4.06		
	会長	1	3.25	3.17	3.17	3.25	3.33						
海区漁業調整委員会	委員	6 7	3.02	3.06	3.10	3.11	2.96	3.00	3.00	3.01	3.06		
	会長	1	0.97	1.25	0.92	0.92	0.75						
内水面漁場管理委員会	委員	14 15	0.69	0.71	0.95	0.97	0.65	0.67	0.67	0.48	0.50		
	会長	1	0.61	0.83	0.83	0.67	0.33						
	委員	9 10	0.52	0.53	0.62	0.64	0.57	0.58	0.58	0.36	0.36		

※教育長、常勤の監査委員、収用委員会の予備委員を除く。

※網掛けは、大阪高裁で認められた「月平均5日程度の勤務」と見なせるもの。

## 全国の報酬支給方法(H22.4.1現在)

(都道府県数)



月額 日額 月額十日額

※海区漁業調整委員会については、7県が設置していないため、  
全部で40都道府県。